

広島県告示第 602 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定によって、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成 20 年 7 月 16 日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了までに広島県知事（福山港湾管理者広島県代表者広島県知事）に意見書を提出することができる。

平成 20 年 6 月 26 日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称及び所在地

広島県

広島市中区基町 10 番 52 号

(2) 代表者の氏名及び住所

広島県知事 藤 田 雄 山

広島市中区上幟町 9 番 11 号

2 埋立区域

(1) 位置

福山市箕沖町 108 番 2，108 番 4 及び 108 番 6 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和 48 年 2 月 13 日付け広島県指令港第 466 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+4.42m）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成 16 年 12 月 24 日付け広島県指令港管第 81 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+3.77m）及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成 17 年 3 月 25 日付け国中整港管第 388 号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+3.77m）により囲まれた区域

①の地点	広島県福山市菟島町字黒岩 407 番 1 の国土地理院三等三角点「菟島」（北緯 34 度 26 分 41 秒 7393，東経 133 度 24 分 36 秒 7488，標高 105.62m）から	112 度 12 分 59 秒	2,915.47m の地点
②の地点	①の地点から	209 度 03 分 00 秒	30.00m の地点
③の地点	②の地点から	299 度 03 分 00 秒	21.00m の地点
④の地点	③の地点から	209 度 03 分 00 秒	170.00m の地点
⑤の地点	④の地点から	299 度 03 分 00 秒	38.99m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	28 度 53 分 56 秒	200.00m の地点

㊦の地点 ㊥の地点から 119度32分38秒 10.47mの地点

(3) 面積

8,465.65平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福山市箕沖町108番2, 109番3及び110番3の地内並びに107番6から108番2を経て108番6に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点	広島県福山市蓑島町字黒岩407番1の国土地理院三等三角点「蓑島」(北緯34度26分41秒7393, 東経133度24分36秒7488, 標高105.62m)から111度49分35秒	2,917.91mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	119度02分56秒 190.00 mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	196度16分40秒 481.92 mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	299度02分56秒 232.53 mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	341度02分56秒 181.88 mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	29度12分21秒 316.98 mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	74度30分29秒 12.34 mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	49度23分47秒 2.83 mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	119度02分48秒 60.51 mの地点

(3) 面積

137,919.87平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

平成20年6月3日